

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第74回）

- 日時：令和3年4月15日（木）午後2時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、
危機管理局、総務部、福祉保健部、生活環境部、県土整備部、
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
北栄町長、鳥取市保健所長
（アドバイザー）鳥取大学医学部 景山教授
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）その他

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(4/9第73回対策本部会議以降の発表事例・県内292~305例目)

陽性確認日	事例	管轄保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触有無
4月9日	県内292例目 (鳥取市保健所管内132例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表		
4月9日	県内293例目	米子	10代	男性	米子市		
4月9日	県内294例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月9日	県内295例目	米子	30代	男性	米子市		
4月9日	県内296例目	米子	50代	男性	米子市		
4月10日	県内297例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月10日	県内298例目	倉吉	50代	女性	中部地区		
4月10日	県内299例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月10日	県内300例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月10日	県内301例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月11日	県内302例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月12日	県内303例目 (鳥取市保健所管内133例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市		
4月12日	県内304例目 (鳥取市保健所管内134例目)	鳥取市	40代	男性	鳥取市		
4月12日	県内305例目 (鳥取市保健所管内135例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市		

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

(4/9第73回対策本部会議以降の発表事例・県内306~320例目)

陽性確認日	事例	管轄保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触有無
4月12日	県内306例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月12日	県内307例目	米子	非公表	非公表	非公表		
4月12日	県内308例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月13日	県内309例目	米子	50代	男性	西部地区		
4月13日	県内310例目	米子	40代	男性	県外		
4月13日	県内311例目	倉吉	非公表	非公表	倉吉市		
4月13日	県内312例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月13日	県内313例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月14日	県内314例目 (鳥取市保健所管内136例目)	鳥取市	非公表	非公表	鳥取市		
4月14日	県内315例目	米子	20代	男性	米子市		
4月14日	県内316例目	倉吉	60代	男性	中部地区		
4月14日	県内317例目	倉吉	60代	女性	中部地区		
4月14日	県内318例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月14日	県内319例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
4月14日	県内320例目 (鳥取市保健所管内137例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表		

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(9例目)

感染者が勤務していた施設で、県内9例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター(5人以上の患者集団)が発生したことが、4/15(木)に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応する。

1. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

5名(北栄町役場大栄庁舎 職員5人)

2. 患者対応

陽性者は感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に入院済み(1名)又は本日入院予定(4名)(4/15正午現在)

3. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文(まん延防止のための措置)

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

対応状況

- 条例に基づき、施設管理者(北栄町)に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。
- 施設管理者は、当該施設(北栄町役場大栄庁舎)を閉鎖するとともに、検査対象者への連絡に協力している。
 - 積極的疫学調査により、職員及び濃厚接触者等に対しPCR検査を実施。
※4/14に当該施設に勤務する対象職員(185人)に検査実施済み。
 - 濃厚接触者で陰性が確認された者には最終接触日より2週間の健康観察、外出自粛を要請
 - 職員だけでなく、町民や北栄町役場への来庁者に対しても幅広く検査を呼びかけるため、自ら施設名等を公表し、庁内有線放送や町ホームページで広く周知している。
- 当該施設は、専門家チームの派遣を受け入れ、更に、感染拡大防止のための措置をとることとしている。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(9例目)

根拠条文(公表)

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- 職員だけでなく、町民や北栄町役場への来庁者に対しても幅広く検査を呼びかけるため、施設管理者は、自ら施設名を公表し、4/15から、相談窓口を設置するとともに、本県と連携し、大栄農村環境改善センターに臨時PCR検査会場を設置。
【相談窓口】北栄町役場(代表) 電話：0858-37-3111

根拠条文(必要な措置の勧告)

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

対応状況

- 今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な実施を勧告する。

新型コロナウイルス感染増大警戒情報（4月15日現在）

北栄町に新たに感染増大警戒情報を発令

発令地域	発令日	備考
北栄町	4月15日	感染経路が特定できない変異株の感染事例が散発している

発令地域	発令日	備考
倉吉市	4月1日	感染経路が特定できない変異株の感染事例が散発している
米子市	4月9日	感染経路が特定できない変異株の感染事例が散発している

医療提供体制

1. 入院体制(4月15日 12:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
		(入院予定者を含む)		
321床	228床	75人	23.4%	32.9% (37.3%※)

※宿泊療養を開始しない場合の現時点確保病床占有率

◆4月9日から現時点確保病床を4床前倒し確保
さらに追加確保を調整中 (4/19から9床、4/26から20床を確保予定)

2. 宿泊療養体制(4月15日 12:00現在)

地区	部屋数	入所者 (入所予定者を含む)	備考
東部	66室	10人	4月3日受入開始
西部	40室	0人	4月14日受入準備完了

◆病状が安定した入院患者について随時宿泊療養へ移行し、病床占有率を減少させる

対象者:入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者

運営体制:看護師の24時間常駐による健康サポート

医師の毎日の往診とオンライン診療

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 4月15日 12:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	32.9% (75/228床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	23.4% (75/321床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	0% (0/44床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	0% (0/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			15.3人 (実数85人)	15人以上
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※4/7~4/13発表分		1.0% (30/3,034人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は4/9~4/15発表分で集計		6.0人 (実数33人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		多い (33人/18人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		30.3% (10/33人)	50%以上	

- 現時点で①の一部と②と⑤の指標はステージⅢの目安を上回っているが、それ以外の指標を総合的に判断し、本県はステージⅢに達していないと考えられる。
- 今後の感染拡大の状況によってはステージⅢへの到達も考えられる。

鳥取県版新型コロナウイルス警報（4月15日現在）

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	3/24～
鳥取市	警報	3/31～
中部地区	注意報	3/29～
倉吉市	警報	3/30～
北栄町	警報	4/15～
西部地区	注意報	3/30～
米子市	警報	4/9～

『感染急拡大警戒期間』発令

R3.5.5まで延長

**全国で感染が急拡大しています。
ご注意ください!!**

○ 変異株以外も含め感染力が高いウイルスが広がっています。注意レベルをあげましょう。

- 感染が急拡大している地域との往来や、これらの地域の方との会食はできる限り控えましょう。
- マスクの着用、手洗い・換気を心がけ、親しい間柄であっても会食時でもできるだけマスクを着用するなど、感染予防を徹底しましょう。

倉吉保健所への支援体制

■ クラスター対策チーム（クラスター対策監）を派遣

- 感染拡大防止措置に万全を期すため、クラスター対策チーム（クラスター対策監）を派遣（4/15～）
- 検体採取等の応援のため保健師、衛生技師を派遣

■ 保健所支援に向け総勢40名の応援態勢を継続

- 検体搬送、リエゾン派遣、疫学調査への応援等を行うための態勢を継続

緊急対応のPCR検査センターの開設

県内における新型コロナウイルス感染症の続発を踏まえ、飲食店などにおける感染拡大防止のため、緊急的なPCR検査センターを設置

西部PCR検査センター設置済み

- ・ 場所 米子市内
- ・ 対象 米子市の飲食店・特殊浴場の従業員等で希望される方。
対象となる店舗(794店)には検査を勧める案内チラシを郵送
- ・ 検査 令和3年4月15日から検査開始

東部・中部PCR検査センター設置検討中



高齢者向けワクチンの供給状況

区分		4/8~4/19の週	4/26~5/3の週	合計
鳥取県割当数	箱	19箱 (全市町村1箱)	国割当分 38箱 + 県プール分 3箱 = 41箱 (要望:57箱) (市町村1~7箱)	60箱
	接種回数 <small>(1バイアル5回で計算)</small>	18,525回	39,975回	58,500回
(参考) 全国箱数		1,100箱	5,741箱	6,841箱 (6,670千回分)

鳥取県
65歳以上人口の
35%

全国
65歳以上人口の
19%

※さらに、5/10の週及び5/17の週に全国で合計16,000箱出荷される見込み

<今回配分後の市町村の状況>

割合	10~25%	~50%	~75%	~100%	~150%	~200%
市町村数	2	6	3	2	3	3

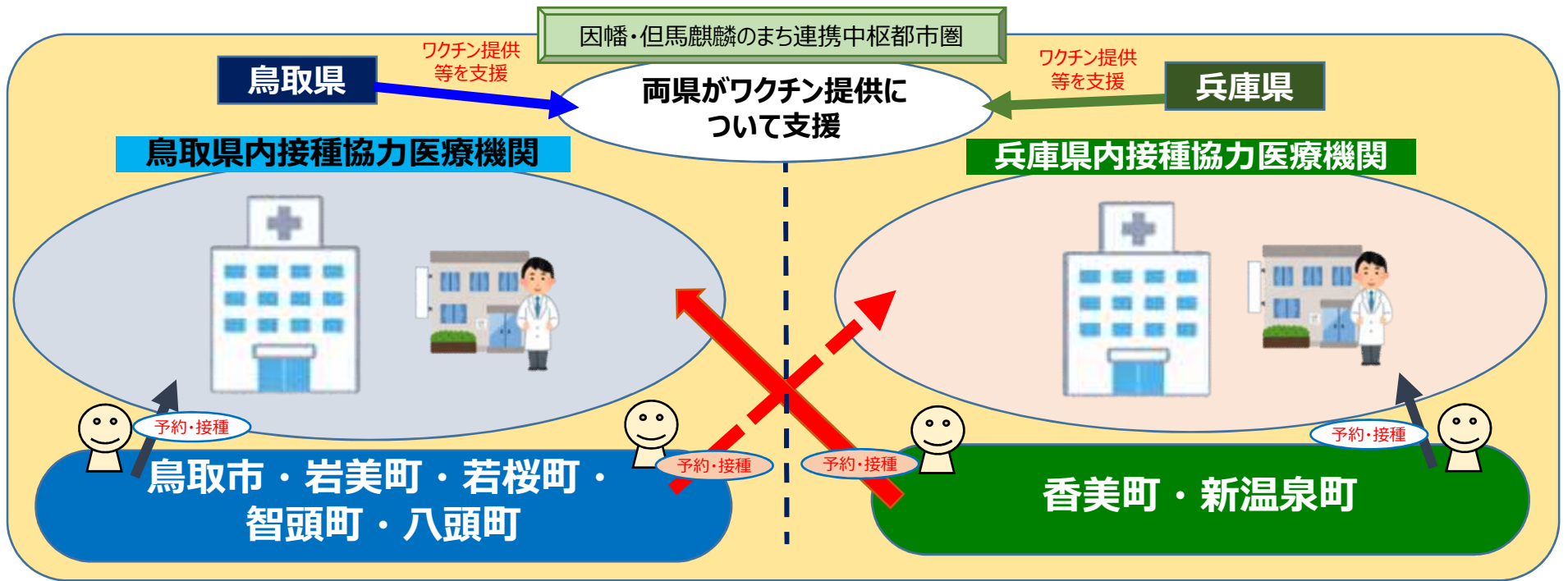
※割合は、高齢者人口に対する接種回数

鳥取・兵庫ワクチン共同接種体制 両県知事が合意

- ワクチン供給の状況を見ながら接種開始
- 当面各県の枠の中でワクチン接種（最終的に精算を共同で国に要望）

<新型コロナワクチン共同接種体制スキーム（案）>

○鳥取・兵庫の1市6町で共同接種体制の構築を検討中



建設工事における県外からの流入者対策について

■ 県内建設業者と契約することを再徹底

- 技術的に施工困難な場合を除き、原則として県内業者（下請業者含む）と契約することを再徹底する。

■ やむを得ず「感染流行警戒地域(Ⅳ)」、「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」から転入してくる作業従事者への対応

- ① 転入する前の14日間、外出を自粛する。
- ② その後、P C R 検査を受診し、陰性が確認された後に転入する。

■ 上記により、工期が延伸した場合や新たな経費が発生した場合は、契約変更により対応

■ 鳥取県の取り組みについて、国、市町村、業界団体に周知し、協力を要請

第4波の到来を受けた飲食店等の認証取得の強化対策

安心対策認証の取得促進・認証店の利用促進の強化

- ◇飲食店の認証取得に向けた応援金・補助金の創設(4月14日受付開始)
【新規】第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業(予算額4億円)
飲食店にはDMにより応援金の周知及び認証取得を働き掛け(4月20日頃発送)
- ◇飲食店向けガイドラインの対策強化と認証手続きの合理化(4月14日から適用)
・手順書もチェックリスト形式へ見直し、事業者の負担を軽減し、認証手続きを合理化
- ◇認証審査体制の強化(4月19日から実施)
・外部委託により、認証申請、補助金の受付審査窓口を設置、現地確認指導員を配置
- ◇認証店のPR・広報等を強化し、認証店利用を促進(4月下旬から順次実施)
・テレビCM、新聞折込チラシ、専用ホームページによりPRを強化、認証店等の利用を呼びかけ



第四波対策飲食店等感染防止
強化緊急応援事業



繁華街を中心に飲食店への巡回指導を徹底(4月末まで重点強化期間)

- ◇GWに備え、巡回指導を集中的に実施し、対策の助言、応援金の周知、認証店取得の働きかけ
 - ・4/1～5に県内3地区の社交飲食店750店舗を巡回し、197店舗を指導
 - ・4/9に米子市の飲食店、社交飲食店650店舗を巡回し、193店舗を指導
 - ・今後も4月中に3回程度の巡回指導を実施(5月以降も定期的に実施)

人権配慮に係る県民へのメッセージ

感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

感染者自身のほか、事業所や飲食店等の店舗などの関係先に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。



- **「鳥取県庁シトラスリボンプロジェクト」**を始めています。
⇒ 思いやりや感謝の気持ちを示すシトラスリボンを着用し、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広がっていきます。
- 本県では、インターネットによるものも含め、**あらゆる差別行為が包括的に禁止されています。**（4月1日：人権尊重の社会づくり条例施行）
- **インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランス**を行っています。確認された誹謗中傷等の画像や文章を保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。
- **県と弁護士会、県警、法務局の4者連携**による「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。